一　当該株式の併合を行う理由
二　会社法第百八十条第二項各号に掲げる事項の内容
三　会社法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第三十三条の九第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第十七条第四号中「者」の下に「（新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）」を加え、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての第二条の三に規定する事項

第十八条第三号中「第七百六十三条第五号」を「第七百六十三条第一項第五号」に改める。

第十九条第四号中「者」の下に「（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）」を加え、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての第二条の三に規定する事項

第二十一条第一項中「が取締役」の下に「（監査等委員であるものを除く。第二号において同じ。）」を加え、「候補者の氏名、生年月日及び略歴」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　候補者の氏名、生年月日及び略歴
二　候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行規則第百二十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
三　候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
四　候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

第二十一条の二　株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　候補者の氏名、生年月日及び略歴
二　候補者が当該会社の監査等委員である取締役に就任した場合において会社法施行規則第百二十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
三　候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
四　候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第二十一条の二　株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　候補者の氏名、生年月日及び略歴
二　候補者が当該会社の監査等委員である取締役に就任した場合において会社法施行規則第百二十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
三　候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
四　候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第二十三条　株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、監査等委員である取締役の氏名及び略歴を記載しなければならない。

（監査等委員である取締役の解任に関する議案）

第二十五条の二　株式の発行会社の取締役が監査等委員である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条中「が取締役」の下に「（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（監査等委員である取締役の報酬等に関する議案）

第二十九条の二　株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該株式により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　議案が二以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数
二　議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴
三　株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての第二十一条の二に規定する事項

第三十七条第二号中「者」の下に「（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての第二十一条の二に規定する事項

第三十九条第一項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同項第四号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「取締役」の下に「（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。）」を加え、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　監査等委員である取締役　第二条の三に規定する事項

第三十九条第一項に次の一号を加える。

五　議案が次のイ又はロに掲げる事項に関するものである場合において、株主が会社法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イ又はロに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を当該会社に対して通知したときは、その内容

イ　全部取得条項付種類株式の取得　第十三条の二に規定する事項

ロ　株式の併合　第十三条の三に規定する事項

第四十条第二号中「取締役」の下に「（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　議案が監査等委員である取締役の選任に関するものであるときは、第二十一条の二に規定する事項

第四十二条第二項中「による」を「により」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

**第二十三条**　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に、「第七十二条第四項」を「第七十二条第七項」に改める。